

第16章 マネー・ローンダリング問題への対応

第1節 疑わしい取引の届出制度の運用

I 疑わしい取引の届出制度の仕組み

犯罪で得た「汚れた資金」をあたかも正当な取引で得た「きれいな資金」であるかのように見せかけるマネー・ローンダリングを防止する対策の一つとして、「疑わしい取引の届出制度」がある。この制度は、平成12年1月までは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（麻薬特例法）」（平成4年施行）に基づき、薬物犯罪で得た収益を「マネー・ローンダリング」していると疑われる取引の届出を金融機関に義務づけていたが、平成12年2月に「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織的犯罪処罰法）」が施行され、疑わしい取引の届出の対象は200を超える重大な犯罪から得た収益に係る取引まで拡大された。同時に金融機関から届け出られた情報はすべて金融庁に集められ、金融庁はこれらの情報を整理、分析して、マネー・ローンダリング等の犯罪の捜査に役立つと判断した場合には捜査機関等に情報を提供するものとされた。

疑わしい取引に関する情報を一元的に管理し、整理、分析して捜査機関へ提供する職務を行う国家機関を、国際的には一般的にF I U（Financial Intelligence Unit）と呼んでいるが、金融庁では、疑わしい取引の届出制度を運用する日本版のF I Uとして、総務企画局総務課に特定金融情報室を設置している。

II 届出状況

組織的犯罪処罰法が施行されて以来、疑わしい取引の届出は大幅に増加し、施行後1年間（平成12年2月～平成13年1月）で7,566件の届出があった。

増加の主な理由としては、届出の対象となる取引が薬物犯罪収益に係るものから重大な犯罪から生じた収益に係るものに拡大されたことや、疑わしい取引の参考事例を改訂し公表するなど、金融機関等への広報、啓もう活動により、金融機関等の疑わしい取引の届出制度に対する理解が深まったことが考えられる。

疑わしい取引の届出件数の推移（暦年ベース）

暦年（1～12月）	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12
届出件数（件）	5	9	13	1,059	7,242

（注）平成8年1月から平成12年1月までは旧「麻薬特例法」に基づく届出、平成12年2月以降は「組織的犯罪処罰法」に基づく届出である。

Ⅲ 「疑わしい取引の届出手続きと届出にあたってのお願い」の発出

金融機関等の実務者からの届出手続に関する問い合わせを踏まえて、手続上の注意事項を取りまとめた「疑わしい取引の届出手続きと届出にあたってのお願い」（資料 16-1-1 参照）を平成 13 年 1 月 6 日に金融関係業界団体を通じて各金融機関へ発出するとともに、金融庁ホームページに掲載した。

なお、届出の迅速化を図るために財務局経由の届出を当庁へ直接届出するように変更したことに伴い、疑わしい取引の届出手続に関する事務ガイドラインは廃止した。

Ⅳ 金融機関への説明会の開催

平成 11 年事務年度において預金取扱金融機関一般向けに説明会を開催したが、平成 12 年度においては、疑わしい取引の届出制度への更なる理解と協力を求めるため、平成 12 年 7 月に国際銀行協会が主催する説明会と、全国銀行協会が主催するセミナーで講演を行った。また、組織的犯罪処罰法施行後半年間の届出状況を分析したところ、信用金庫からの届出状況に地域的なばらつきが見られたため、平成 12 年 11 月から 13 年 1 月にかけて全国各地の信用金庫協会の協力を得て、各地区の会員金庫を対象とする説明会を開催した。

Ⅴ 外国の機関との情報交換

マネー・ローンダリングは国際的に協調して取り組むべき問題であり、外国の機関との連携や協力が重要である。組織的犯罪処罰法の施行に伴い、外国 F I U との間で疑わしい取引に関する情報を相互に提供できることになったことを受け、特定金融情報室は主要国の外国 F I U との間で疑わしい取引に関する情報の交換を円滑に行うことができるように 2 国間協議を開始している。その結果、これまでに英国 F I U との間で情報交換の枠組みについて合意している。